



●公園の新しいブランコ(神区)

## コミュニティ助成事業で

## 地域の発展を!

- 新しかった名坂公民館
- 拝坂自治会草の根ハウス内の空調装置

コミュニティ助成事業とは、コミュニティ(地域)の健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行うことを目的に助成されるものです。

今回採択を受けたのは次の区・自治会です。これにより地域内の交流が活発となり、円滑なコミュニティ活動が図られることでしょう。

### 事業内容

◎名坂公民館新築工事(水口町)	助成金	1,500万円
◎拝坂自治会草の根ハウス備品整備事業(甲賀町) *空調設備・用具庫の設置、テント購入など	助成金	210万円
◎神区公園遊具設置事業(甲賀町) *公園遊具(ブランコ・すべり台)の設置	助成金	250万円

市民生活課より  
知っく!

## お悩み相談室 『クーリング・オフ制度』とは?

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

### クーリング・オフの意味

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を与え、理由なしで契約を解除することを認める制度です。

### クーリング・オフ制度が設けられた理由

訪問販売は、販売員から不意打ち的に強く勧誘されるため、十分な情報や冷静に考える余裕もないまま、つい契約してしまいがちです。しかも、詐欺や錯誤などの不当な勧誘方法を消費者側で明らかにすることは容易でないため、なかなか救済されません。そこで訪問販売による契約は、契約内容を記載した書面を受け取った日から8日間は、頭を冷やし(Cooling)、契約から離れる(Off)機会を与えたのです。その反映として事業者は、十分な説明をして消費者が納得のうえで契約できるようにする方法が求められます。

### クーリング・オフの行使と効果

クーリング・オフは、解約の通知書を送ることで理由を説明することなく契約を一方的に解除できます。クーリング・オフをすると、一切の負担をすることなく、無条件で解約できます。

○書面を出した時点で契約は解除されます。

○支払い済みの代金は、全額返金を請求できます。

○商品を受け取っている場合は返品できます。(引き取り費用は業者負担となります)

○サービスがすでに提供されている場合も、代金を支払う必要はありません。

○土地や建物の工事が着手されている場合、業者の負担で元に戻してもらえます。

詳しくは市民生活課、消費生活相談窓口に連絡してください。

### 消費生活相談窓口

(市民生活課 生活安全係)

■月曜日～金曜日

■9時00分～15時00分

TEL 65-0685